

平成30年12月19日
公立大学法人首都大学東京

首都大学東京の教員による研究費（旅費）の不正使用について

首都大学東京では、教員の出張書類を処理する過程で疑義を抱いた職員からの報告を受け、調査委員会を設置し、研究費の不正使用に関する調査を行いました。その結果、本学教員に研究費の不正使用があったと認定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 不正使用に関与した者

所 属	職 名	氏 名
大学教育センター	准教授	山内 潤一郎

2 不正使用の内容

(1) 虚偽の申請による旅費の受給

当該教員が平成26年度から平成29年度までに行った出張のうち、14件について、学会等に参加する目的で旅費の申請及び出張の報告が行われ、旅費が支払われていたが、実際は、現地に赴いたものの、申請及び報告とは異なり、当該学会等には参加していなかったことが確認された。このため、首都大学東京研究費の不正使用防止に関する規則（以下「防止規則」という。）第2条第2号ハに定める「虚偽の申請に基づき出張旅費等を本学に支払わせること」による「研究費の不正使用」があったと認定した。また、このうち、出張先での研究を目的とした具体的な行動が確認できなかった5件については、防止規則に規定する「研究費の不正使用」に該当するほか、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）に規定する「不正」（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用）に該当すると認定するとともに、旅費の使途が研究目的ではないことから、私的流用があったものと認定した。

(2) 旅費の重複受給

また、(1)で「研究費の不正使用」を認定した14件のうち1件については、同じ目的で他大学からも旅費が支給されていることが確認された。当該教員は、他大学から旅費が支給されることを知りながら、故意に本学に対しても重ねて旅費の申請を行ったものと認定し、防止規則に規定する「研究費の不正使用」に該当するほか、ガイドラインに規定する「不正」に該当すると認定した。また、本件出張については、他大学から旅費が満額支給されており、本学からの支給分（30,000円）については、研究目的に使用されたことなどその使途の特定が困難なことから、私的流用があったものと認定した。

<防止規則第2条第2号ハによる研究費の不正使用の件数・金額>

項目	財源		合計
	法人研究費	科学研究費 助成事業	
件数	6件	8件	14件
金額	475,966円	1,240,775円	1,716,741円

上記のうち、ガイドラインに規定する不正使用及び私的流用があったと認定したものは、以下のとおり。

<不正使用の件数・金額>

項目	財源		合計
	法人研究費	科学研究費 助成事業	
件数	5件	1件	6件
金額	409,732円	30,000円	439,732円

3 経緯

平成30年 2月13日 教員の出張書類を処理する過程で疑義を抱いた職員が上司に報告

平成30年 3月13日 予備調査結果を学長に報告

平成30年 3月16日 不正使用調査委員会を設置

平成30年11月28日 不正使用調査委員会で調査結果をとりまとめ

平成30年11月29日 調査結果を学長に報告

4 調査の方法・手順

- ・ 2(1) (虚偽の申請による旅費の受給) に関し、書類が現存する平成22年度以降の当該教員の研究費による全ての出張(278件)のうち、出張報告時の添付書類をもとに書面調査を行った結果、疑義のある案件について、関係者等への照会や当該教員に対するヒアリング調査を実施した。
- ・ 2(2) (旅費の重複受給) に関し、当該教員の共同研究者が所属する研究機関に対し、当該教員への旅費支給の有無について照会を行った。

5 本学が調査結果の公表時までに行った措置の内容

- ・ 職員からの報告を受けて以降、速やかに当該教員に係る研究費の執行を停止した。
- ・ 研究費の不正使用を認定した14件の旅費について、当該教員に返還を求めた結果、全額が返還された。

6 調査委員会委員の氏名・所属

役 職	氏 名	所 属
委員長	山下 英明	大学教育センター長
副委員長	奥田 信之	産学公連携センター長
委 員	小河原静子	経営企画室長
〃	高際みゆき	総務部長（平成30年3月31日まで）
〃	蜂谷 典子	総務部長（平成30年4月1日から）
〃	片桐 正博	監査・内部統制担当部長（平成30年4月1日から）
〃	富澤 賢一	首都大学東京管理部長・研究推進担当部長 （平成30年3月31日まで）
〃	西原 睦	首都大学東京管理部長・研究推進担当部長 （平成30年4月1日から）
〃	渡邊 賢	人間健康科学研究科長
〃	藤井 宣晴	人間健康科学研究科ヘルスプロモーションサイエンス学域教授
〃	長尾 亮	弁護士（丸の内南法律事務所）

7 再発防止策

(1) 全学をあげたコンプライアンス意識向上への取組

研修や学内会議等を通じ、研究費の使用に携わる全ての教職員に対し、研究費の使用に係るルールを改めて周知・徹底する。

(2) 出張手続の見直し

出張報告時に用務が果たされたことを確実に証明する書類の提出を義務付けるなどにより、出張先での用務の確認を徹底する。

8 学長（上野 淳）のコメント

この度、調査の結果、本学教員による研究費の不正使用が明らかになりました。こうした事態が発生したことは、関係の皆様方の信頼を大きく裏切るものであり、学長として深くお詫び申し上げます。

今後、当該教員に対する厳正な処分を行うことはもちろん、このような事態を二度と起こさないという強い決意のもと、自らが先頭に立ち、全学を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

(問い合わせ先)

公立大学法人首都大学東京

総務部監査・内部統制担当

電話 042-677-1154 (直通)